

平成25年度

○ 建設工事に係る一般競争入札の公告から入札までの期間短縮のための事務手続の試行について（25年4月1日）

一般競争入札については、入札参加資格確認後に見積期間を確保しており、総合評価方式（簡易型）の場合で入札手続きに約8週間、特別簡易型の場合で約6週間の期間を要していますが、見積期間の起算日を公告日の翌日として取り扱うなどの変更により、一般競争入札に係る事務手続きに要する期間の短縮を図ります。

■ 手続き期間

簡易型 : 約8週間→約5週間（約3週間の短縮）

特別簡易型 : 約6週間→約4週間（約2週間の短縮）

※ 入札参加者の事務負担を考慮し、当面の間、県土整備部発注工事で行います。

(1) 実施対象

県土整備部において発注する建設工事に係る一般競争入札。

(2) 期間短縮のための事務手続き

① 見積期間の起算日を公告日の翌日として取り扱う。

② 入札日は、見積期間及び成規の手続を経るために必要な日数を考慮した上で、可能な限り早い期日を設定する。

(3) その他

総合評価に係る技術審査会は、入札参加資格委員会後の日程で実施する。

(4) 実施時期

平成25年4月1日以降に公告する入札から適用する。

○ 現場代理人の工事現場への常駐義務緩和の拡大について（25年4月1日）

現場代理人については、工事現場への常駐義務緩和の取扱いにより、同一発注機関の建設工事（請負金額2,500万円未満）を2件まで兼任できることとしていましたが、これを拡大し、県発注（公営企業を含む）の建設工事（請負金額2,500万円未満）について、工事現場が同一土木事務所管内にある場合に2件まで兼任することができることとしました。

※ [現場代理人の常駐義務緩和の拡大について](#)

○ 建設工事における前金払制度の見直し（25年4月1日）

前払金割合について、これまで5億円を超える部分は「3割以内」としていましたが、一律で「4割以内」としました。